公益社団法人 日本矯正歯科学会　入退会および会費に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本矯正歯科学会定款第６条、第７条および第８条の規定に基づいて、会員の入会、会費および退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員種別と承認基準）

第２条 本会の会員は、定款第５条に規定する会員でなければならない。その承認基準は以下の通りとする。

正 会 員：正会員１名以上の推薦を受けた歯科矯正学に関し学識・臨床経験を有し、日本の歯科医師免許を有する

準 会 員：正会員１名以上の推薦を受けた本法人の目的に賛同する次の項目に掲げる者

1 歯科医師以外の研究者および医師

2 外国の歯科医師免許のみを有する歯科医師および日本以外に居住する歯科医師

3 コメディカルスタッフ

4 歯学部学生

5 購読機関

賛助会員：正会員１名以上の推薦を受け、この法人の事業を援助する個人および法人。

名誉会員：社員総会の議決をもって推薦された個人および法人。

（入会）

第３条 定款第６条に規定する入会申込書には、以下に記載の事項を必要とする。

1（個人）生年月日、住所、電話番号、就業所の所在地、出身大学・卒業年月日、歯科医籍登録番号・登録年月日、履歴を必要とする。

2（法人）事務所の所在地、役員の住所および氏名並びにその代表者を記載し、推薦者と共に署名捺印しなければならない。また、定款、登記簿謄本写の添付を必要とする。

3（購読）機関の名称、所在地、電話番号を記載する。

（記載事項の変更の届出）

第４条 会員は、第３条の記載事項に変更を生じたときは、30 日以内に本会に届け出なければならない。

2 変更届が遅れたことにより、会員としての不利益を受けたときの責任は本人にあるものとする。

（入会金および会費）

第５条 会員は定められた期限内に入会金、会費を本会に支払うものとする。

２ 入会金および会費をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２７条に定める経費とする。

３ 会員は会費を前年度末日までに翌年分を前納するものとする。

５ 正会員の会費を年額 15000 円とし，本会に納入する。
６ 準会員の会費を年額 10000 円とし、本会に納入する。
７ 賛助会員の会費を 50000 円とし、本会に納入する。
８ 名誉会員は、入会金、会費を免除する。
９ 会員から徴収した会費は、その額に１００分の５０を乗じて得た額を公益目的事業に使用し、その額に１００分の５０を乗じて得た額を公益目的事業以外の事業および管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。
１０ 会費は、特別な事情のある会員に対して、総会の決議を経てこれを減免することができる。
１１ 既納の入会金および会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（退会）

第 6 条

本会を退会しようとする者は定款 8 条により退会できる。所定の退会届は以下の 4 項目とする。

（１）氏名・退会後の住所・退会後の電話番号・
（２）退会理由
（３）届出年月日
（４）退会年月日

（会員の義務）

第 7 条 会員は本会の諸規則、倫理規定を遵守しなければならない。

（規程の改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

附則

1. この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
2. この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公益社団法人 日本矯正歯科学会
役員報酬等規程および役員費用弁償に関する規程

（目的）

第1条

この規程は、公益社団法人日本矯正歯科学会（以下「本会」という）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬、費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条

この規程において、役員とは定款第 19 条に定める理事および監事をいう。

（役員の報酬）

第３条　役員は無報酬とする。

（費用弁償）

第４条

役員が本会定款 27 条に定める会議への出席、もしくは理事長の命令による会務を遂行するために出張する場合および Web 会議に出席する場合、また公益社団法人日本矯正歯科学会定款施行規則に定める委員会へ出席するために出張する場合には、費用弁償として別表に定める基準により旅費等を支給する。

２ 旅費の種類は、交通費，宿泊費ならびに日当とするが、これに付随する参加費、懇親会費等も加えることができる。

３ 交通費は、路程に応じた最も経済的な通常の経路および方法による旅客運賃に従って実費を支給する。

４ 宿泊費は、出張中の宿泊代、夕食，朝食代および宿泊に関連する諸経費について宿泊数に応じて、一泊あたりの定額にて支給する。

５ 日当は、目的地内における交通費、通信費、その他の関連する諸雑費を支弁するため、日数に応じて一日あたりの定額により支給する。

６ 支給は、会議等への出席の都度、現金をもって行う。尚、Web 会議においては後日支給する。

（規程の改廃）

第５条

この規程の改廃は、理事長が設置する委員会を経て、総会の決議により行う。

（公表）

第６条

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附則

1. この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
2. この規程は、令和2年10月4日に改正し、同日から施行する。

（別表）役員等に対する旅費等の支給の基準

旅費額　表１（国内）

地域等	交通費	宿 泊 費 （１日につき）	日当（１日につき）
東京近郊	なし	なし	3,000 円
その他の地域	主要駅からの 実費 （指定席往復）	13,000 円	6,000 円
Web 会議	なし	なし	3,000 円

旅費等額　表２（海外）

交通費	宿 泊 費 （１日につき）	日当（１日につき）
主要空港からの実費	13,000 円	6,000 円

公益社団法人　日本矯正歯科学会　講師謝礼規程

（目的）
第1条
この規程は、公益社団法人日本矯正歯科学会（以下「本会」という）の講演会および研修会等（実習をともなう場合を含む）の講師等謝礼に関する事項を定めることを目的とする。
（定義）
第2条
この規程において、講師とは講演会および研修会等における演者本人をいう。
（講師謝礼の支払い）
第3条
本会は、講師に対してのみ謝礼を支払う。
２　謝礼は、講演会および研修会等の都度、講演時間に応じて別表に定める基準により支払う。
３　支払いは、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して、現金をもって行う。
（経費の支払い）
第4条
本会は、講師に別途交通費等の経費を支払う。
（規程の改廃）
第5条
この規程の改廃は、理事会で定める。

附則
この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。

（別表）講師謝礼の支払いの基準（税込み）

講師謝礼１（国内講師　非本会会員）

講演時間	謝礼額	交通費	宿泊費 （１日につき）
２時間まで	１１１，３７０円	実費（指定席往復）	１３，０００円
２時間を超えるとき	３０分につき２７，８４２円を加算	実費（指定席往復）	１３，０００円

講師謝礼２（本会会員）

講演時間	謝礼額
１時間まで	１６，７０５円
１時間をこえて２時間まで	３３，４１１円
２時間を超えるとき	３０分につき８，３５２円を加算

講師謝礼３（アジアエリア外　海外講師）

講演時間	謝礼額	交通費	宿泊費 （１日につき）
２時間まで	２５１，３１９円	実費	３０，０００円以内
２時間を超えるとき	３０分につき３１，４１４円を加算	実費	３０，０００円以内

講師謝礼４（アジアエリア内　海外講師②）

講演時間	謝礼額	交通費	宿泊費 （１日につき）
２時間まで	１２５，６５９円	実費	３０，０００円以内
2時間を越えるとき	３０分につき３１，４１４円を加算	実費	３０，０００円以内

公益社団法人　日本矯正歯科学会　慶弔等規程

（目的）
第１条
この規程は、公益社団法人日本矯正歯科学会の会員ならびに関連学会の役員などの慶事あるいは弔事に関する事項を定めることを目的とする。
（運用）
第2条
1 本学会の役員、名誉会員などの慶事については理事長の判断による。
2 本学会の役員、名誉会員などの弔事に際しては、理事長名で弔電を打ち、生花を供える。また、要請があれば弔辞を捧げる。なお、追悼文を機関誌に掲載することについては理事会で判断する。
3 関連学会（日本歯科医学会など）の役員については、上記に準じる。
（規程の改廃）
第３条
この規程の改廃は、理事会で定める。

附則
この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。